

借入申込書添付書類一覧表(令和6年7月1日以降お申込み分)

1 全ての管理組合に提出していただく書類

「確認欄」(太枠)に○印をご記入ください

No.	書 類 名 等	チェックポイント	確認欄	
1	共用部分リフォーム融資借入及び保証委託契約申込書	・ 管理組合印は返済予定口座と同様の印を押印してください。 ・ 太枠内は必ずご本人が自署してください。		
2	共用部分リフォーム融資借入及び保証委託契約申込書 別紙	※ 公庫ホームページから書式をダウンロードできます。 ※ 管理組合法人の場合は、管理組合を代表する理事(共同代表理事が選任されている場合は共同代表理事全員、管理規約で代表者が規定されていない場合は選任されている理事全員)の署名及び押印(法務局に提出している代表理事の印)がそれぞれ必要となります。		
3	受付確認表	・ ①管理組合名、②理事長(代表理事)、③会計担当理事等、④手続代行者(管理会社担当者)を記入してください。 ※ 公庫ホームページからダウンロードできます。		
4	本人確認書類	・ ①管理組合名、②理事長(代表理事)、③会計担当理事等、④手続代行者(管理会社担当者)の身分を証明する公的証明書(運転免許証(写しの場合は両面)、マイナンバーカード(表面のみ)等)をご提出ください。		
5	個人情報の取扱いに関する同意書	・ 借入申込書と同様の印を押印してください。 ※ 公庫ホームページからダウンロードできます。		
6	申込内容別表	※ 公庫ホームページから書式をダウンロードできます。 ・ 区分所有状況の申請について 同一の区分所有者が単独で所有する専有面積の合計が、融資対象部分全体の専有面積合計の4分の1を超えていないか確認が必要です。		
7	管理規約(写)	・ 管理規約に、組員・業務・役員・集会(総会)・理事会・会計に関する規定があるかご確認ください。 ・ 修繕積立金を管理費に充当できるという規定がないかご確認ください。		
8	総会の議事録(写)及び議案書(写) ●総会の議事録には①から④までの全てが記載されている必要があります。 ①次の4点が決議されていること。 ・改良工事等*の実施 ・沖縄振興開発金融公庫からの借入れ(借入金額、借入期間及び借入予定利率) ・沖縄振興開発金融公庫の返済への修繕積立金の充当 ・(公財)マンション管理センターへの保証委託 ②沖縄振興開発金融公庫「マンション共用部分リフォーム融資のご案内」または「商品概要説明書」を配布して内容を説明したこと。 ③現在の管理者(理事長)の選任を決議したこと。 ④議案書の決算書及び予算書を決議したこと。 *専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの借入れの場合は共用部分に係る耐震診断等の業務	・ 決議内容の詳細は「マンション共用部分リフォーム融資のご案内」に記載されている「総会議事録の作成例」を参考にしてください。 ・ 管理者が理事会での互選により選任される場合には、理事会議事録(写)も併せて提出してください。 ・ 総会議事録、理事会議事録ともに、議長及び議事録署名人(通常は総会(理事会)に出席した区分所有者2名)の署名(署名は自署に限りま す。)のあるものを提出してください(管理規約上、署名以外に押印が必要である旨の規定がある場合は押印もあるものを提出してください。) ・ 管理組合法人による申込みの場合は、法人登記事項証明書も併せて提出してください。 ※ 会計期間が6か月の場合は2期分の議事録(写)及び議案書(写)が必要となります。 ※ 左記の書類で修繕積立金の預金口座名義人が確認できない場合、預金通帳(写)等が必要となります。 ※ 臨時総会で借入等の決議をした場合も、通常総会の議案書、議事録が必要となります。	① ② ③ ④	
9	見積書(写) 及び 内訳書等(写)	・ 工事費等の内訳(例えば、種目・科目ごとの明細)が確認できるものを提出してください。		
10	その他公庫が必要と認めた書類	※ 公庫が必要と認めた場合は、上記以外の書類を提出していただくことがあります。		

2 当てはまる管理組合に限り提出していただく書類

No.	添 付 書 類	摘 要	確 認 欄	
11	【申込手続を手続代行者に委任する場合】	※ 本人確認書類は、次のいずれかを提示(又は写しを提出)してください。 運転免許証(平成24年4月1日以後に発行された運転経歴証明書を含む。)、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード又はマイナンバーカード(個人番号カード) ※ 機微情報の保護のため、マイナンバーカードの写しを提出する場合は、表面のみを提出してください。健康保険証の写しを取得する場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元バーコードをマスキングの上コピーして提出してください。	本人確認	
	受任者の窓口となる方の本人確認書類、社員証及び名刺 原本持参の上で「写し」を提出。		社員証	
			名刺	
12	【美ら家債を利用している場合】	・ 議案書に「美ら家債」の積立手帳(写)又は残高証明書(写)が添付されている場合は、提出不要です。なお、積立金の振込みをしても債券発行日までは、貸付金利引き下げの特典を受けることができませんのでご注意ください。		
	美ら家債の積立手帳(写) 又は 残高証明書(写)			
13	【管理計画認定を取得している場合】	・ 申込日時点で、認定を取得していること、認定年月日から5年を経過していないことを確認してください。 ・ 認定通知書に表示されたマンション管理組合名、マンション名、マンション所在地が、借入申込書にご記入いただいたマンション管理組合名、マンション名、マンション所在地と一致していることを確認してください。		
	以下のいずれかの書類 ・認定通知書(写) ・認定更新通知書(写) ・変更認定通知書(写)			
14	【No.8の議案書に添付されている決算書において、決算時の修繕積立金の累計滞納額が算出できない場合】	・ 申込日の前月又は前々月までの1年間における未収額を確認できるものを提出してください。		
	修繕積立金の帳簿等(写)			
15	【No.8の議案書に添付されている決算書の修繕積立金の残高が、今回の資金計画の手持金(自己資金)に満たない場合】	・ No.8の議案書に添付されている決算書の決算日以降で今回の申込日までの間の残高がわかる資料を提出してください。 ※管理会社名義の口座は不可となります。		
	工事費に充当する預金の残高証明書(写) 又は 預金通帳(写)			
2ページ目へ続く				

16	【滞納割合が10%を超える場合】		
	① 修繕積立金督促状況確認書	※公庫ホームページから書式をダウンロードできます。	
	② 修繕積立金の帳簿等(写)	申込日の前月又は前々月までの1年間における未収額を確認できるものを提出してください。	
17	【返済期間が10年を超える場合】		
	① 工事内容申告書	※公庫ホームページから書式をダウンロードできます。	
	② 対象工事を実施することが確認できる資料	(例)申込書類の工事見積書(写)、補助金の交付決定通知書(写)等	
18	【公庫から依頼があった場合(※)】		
	法人の決算書(写)(3期分の決算書及び勘定科目内訳明細書)	(※)法人が一定数以上区分所有している場合で、公庫から提出依頼があったときは提出してください。	
19	【太陽光発電設備に係る売電収入を修繕積立金に組み入れる場合】		
	①売電収入見込申請書	※公庫ホームページから書式をダウンロードできます。	
	②売電収入見込みに関するシミュレーション	・月別の①発電量②自家消費量③売電量④買取単価⑤売電収入額⑥設備維持費の分かるもの	
	③太陽光発電設備の設置状況が分かる図面		
	④最近1年間の共用部分の電気使用量が分かる書類	・余剰売電の場合のみ提出してください。	
	⑤売電収入を修繕積立金に組み入れる旨の記載のある管理規約(写)又は総会の議事録(写)	・今般のお申込みにより設置する太陽光発電設備から管理組合が得る売電収入のうち、修繕積立金に組み入れられることを定めた記載のあるものを提出してください。	

※耐震改修工事、浸水対策工事又は省エネルギー対策工事を行う場合は、他にご提出いただく書類がございますので、公庫本店住宅融資にお問い合わせください。

【ご注意】

- 1. 必要書類を全てそろえた上で、お申込みください。
- 2. ご提出いただいた書類はお申し込みを辞退した場合などお返しできませんので、あらかじめご承知おきください。
- 3. 一旦お申込みされますと、申込みの日から6ヶ月を経過する日の属する月の末日までは、申込みのやり直し(辞退等の後の再度の申込み)はできません。
- 4. 申込書の記載内容に虚偽があったとき、又はご提出いただいた書類が真正なものでなかったときは、融資をお断りいたします。